

〔平成 26 年 7 月 1 日
規則 第 96 号〕

鈴鹿工業高等専門学校研究設備利用規則

(趣旨)

第 1 条 鈴鹿工業高等専門学校（以下「本校」という。）が所有する研究設備（以下「設備」という。）における本校教職員及び学生以外の者（以下「学外者」という。）に対する利用許可を本規則により定めるものとする。

(学外者の利用資格等)

第 2 条 設備を利用できる者（以下「利用者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 教育研究機関及び企業の研究者及び技術者
- 二 その他校長が特に認めた者

2 利用できる設備については、校長がこれを別に定める。

(設備利用の手続き及び許可)

第 3 条 設備の利用許可を受けようとする利用者は、別紙様式第 1 号に定める申請書により、利用する日の 20 日前（土日祝祭日及び本校の休業日を除く。）までに鈴鹿工業高等専門学校長（以下「校長」という。）に提出し、許可を受けなければならない。

2 前項に定める申請書の提出にあつては、提出期限を厳守すること。

3 校長は、許可するにあつて本校の教育研究活動に支障がないと認めた場合は、別紙様式第 2 号により利用者に許可の通知を行うものとする。

(利用時間)

第 4 条 設備の利用時間は、土日祝祭日及び本校の休業日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分までとする。ただし、校長が本校の教育研究活動に支障がないと認めたとき、又は管理運営上支障がないと認めたときなど、特段の影響がない場合で適当と認めた時は、利用時間以外の時間において設備を利用させることがある。

(利用者以外の禁止)

第 5 条 利用者は、利用目的以外に設備を利用したり、その許可に係る権利を第三者に譲渡してはならない。

(利用許可の変更、取消し)

第 6 条 第 3 条の規定により利用許可を受けた者が利用日時の変更又は取消しをする場合は、利用開始の前日（土日祝祭日及び本校の休業日を除く。）までに申し出て、校長の許可を受けなければならない。

2 校長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用者に対し当該許可を取消すことができるものとする。ただし、各号においては利用料金を返還しない場合がある。

- 一 利用者がこの規則に違反し、若しくは設備の利用に重大な支障を生じさせたとき、又はその恐れがあるとき。
- 二 本校において、当該設備を利用する必要が生じたとき。
- 三 その他管理運営上において障害があると認めるとき。

(講習)

第7条 利用者は、設備の利用の前に必要な講習を受けなければならない。

(教職員による技術的支援)

第8条 利用者は、本校の教職員から技術的支援を受けることができる。

(利用料等)

- 第9条 利用者は、別に定める設備利用料、講習料及び技術的支援料を前納しなければならない。ただし、校長が特に認めるときは、利用料の一部又は全部を免除することができる。
- 2 講習料は、設備を正常稼働させるための手法を習得するために必要となる料金であることから、対象となる設備を利用する際の初回のみ課せられるものである。
 - 3 技術的支援料は、設備利用により技術的支援を必要とする場合のみ課せられるものである。
 - 4 設備利用料、講習料及び技術的支援料は、本校が発行する請求書により収納する。

(秘密の保持等)

第10条 本校及び利用者は、設備利用により知り得た秘密、知的財産等を外部に漏らしてはならない。

(免責)

第11条 設備の利用により利用者に生じた損害については、本校は一切の責任を負わないものとする。

(損害賠償)

第12条 利用者は、いかなる理由も問わず設備を滅失又は毀損したときは、その損害を賠償しなければならない。

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか設備の利用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成26年7月1日から施行する。

鈴鹿工業高等専門学校設備利用申請書

鈴鹿工業高等専門学校長 殿

鈴鹿工業高等専門学校の設備の利用について許可願います。
 利用にあたっては、鈴鹿工業高等専門学校研究設備利用規則を遵守します。

申込者	住所・所在地							
	機関等名称							
	利用責任者							
	連絡先	(TEL) (E-mail)						
	本校紹介者							
番号	設備名称	利用目的	利用時間帯			利用時間	同設備における講習会の有無	技術的支援の希望の有無
			平成 時	年 分	月 ～	日 時	分	
			平成 時	年 分	月 ～	日 時	分	
減免申請理由								
設備利用料（予定）			円			※本校側で記入します。		
<p>(注) 太線枠内を記入してください。 原則として昼休み時間をまたぐ場合は、その時間も含みます。 利用時間は、1日ごとの利用時間帯を記載し、利用時間数も併せて記載してください。 同設備における講習会の有無は、過去に同設備における講習会を受講したかどうかを記載してください。 設備を使用するにあたり、技術的支援が必要な場合は、その有無についても記載してください。 申請された利用時間を超過して利用された場合は、その時間に応じ追加料金が発生します。 ご不明な点は本校紹介者又は総務課地域連携係までお問い合わせください。</p>								

設備の利用にあたっての注意事項

(料金の納付)

1. 利用料は、設備を利用する前に原則として本校が指定する所定の口座に振り込んで下さい。
指定期日までに支払わない時は、設備の利用許可を取り消しする場合があります。
なお、申請書に記載された利用時間を超過して利用した場合は、その超過時間に応じ別に利用料を納付してください。
また、設備利用後に付随する機器等の消耗が著しいと確認された場合は、別途消耗品代として請求する場合があります。

(損害賠償)

2. 利用期間中に生じた設備の損害については、利用者においてこれをご負担いただきます。

(免 責)

3. 利用期間中における利用者の損害（事故による負傷、疾病等）については、本校は責任を負いません。

(取り消し及び利用制限)

4. 次の事項に該当したときは、設備の利用許可を取り消し、又は利用を制限しますのでご了承ください。
 - (1) 利用目的以外に設備を利用したり、その許可に係る権利を第三者に譲渡した場合
 - (2) 校長の指示に従わなかった場合
 - (3) 本校において、当該設備を利用する必要性が生じたとき
 - (4) その他管理運営上において障害があると認められたとき

(原状回復)

5. 利用を終了した時は、整理整頓し原状回復するとともに、当該設備の担当教職員へ報告し確認を受けて下さい。

(管理上必要な条件)

6. 利用に際しては、下記に掲げる管理上必要な条件に留意すること。
 - (1) 火気取締り及び保安管理に留意すること。
 - (2) 利用を終了した時、又は利用の許可を取り消された時は、校長の指示に従って、速やかに整理整頓し原状回復すること。
 - (3) その他校長が必要と認めること。

(その他)

6. その他必要な事項については、校長の指示に従ってください。
利用を終了したときは、その都度、設備担当者（教員）か総務課地域連携係へご連絡願います。併せて、使用時間等に変更が生じた場合は、申し出てください。

鈴鹿工業高等専門学校設備利用許可書

株式会社 ○○○○○○

利用責任者：□□□□ 様

申請のありました設備の利用については許可します。

設備担当者 確認欄	氏 名	印	利用許可条件	
減免の可否	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否		利用料	
	理由			
平成 年 月 日 鈴鹿工業高等専門学校長 ⑩				

注) 利用許可条件欄には、設備を利用する際の注意事項を記載する。

ご利用にあたってのお願い

1. 利用時間は、8時30分から17時00分までとします。
2. 当日は、必ず総務課地域連携係の担当窓口で受付手続きをしてください。
3. 設備利用の際は、設備担当者（教員）の指示に従い、各マニュアル等を遵守し安全の確保に努めて下さい。
4. 事故等の発生及び設備を破損等した場合は、速やかに設備担当者（教員）か総務課地域連携係へご連絡願います。
5. 設備を利用する際に必要な消耗品を本校に持ち込む際は、予め設備担当者（教員）か総務課地域連携係の確認をとって下さい。
6. 前項に該当する物品の残品は、必ずお持ち帰りください。
7. 設備利用後に付随する機器等の消耗が著しいと確認された場合は、別途消耗品代として請求する場合があります。
8. 敷地及び施設内において、破損や設備からのオイル漏れ等の緊急事態を発見した時は、速やかに設備担当者か総務課地域連携係へご連絡願います。
9. その他、設備利用場所、施設等の設備利用に関する問合せは、総務課地域連携係へご連絡願います。

○申請書・許可書・利用料等に関する問合せ先
地域連携係 高吉

TEL : 059-368-1717

E-mail : somu@jim.suzuka-ct.ac.jp

○設備利用に関する技術的問合せ先

○○○学科 □□教授

TEL : 059-368-○○○○

E-mail :